

この原稿を執筆している時は歴史的な衆議院選挙の公示日を迎える、選挙戦の真っ最中である。「歴史的な」というのは、戦後自民党および自民党連合政権が下野し、本格的に民主党連合(野党連合)が政権政党になりうるという意味でなく、官僚支配の終焉を宣言して選挙に臨んだという意味である。

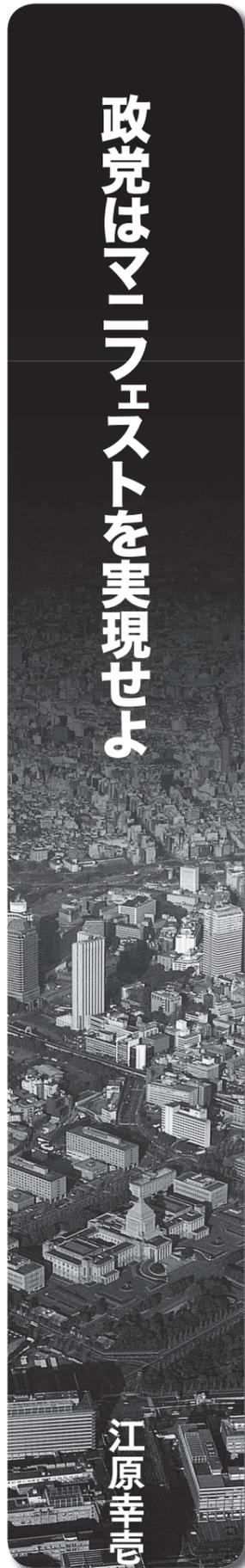
奇しくも『官僚の夏』というドラマが再現しているように、昭和の高度成長期に日本の産業を政治的に支えたのは官僚であったことは否めない事実である。官僚一人ひとりの意識に日本を背負っている気概があった。しかし、現在の官僚には日本および日本経済を支える能力も気概もなくなり、ただひたすらに官僚主義国家体制を維持することが唯一の命題になっている。政権交代を想定した異例の人事異動や政治主導体制に対する反旗を示す行為があらさまに行われている。

建築界はこの大事な選挙戦において、各政党に現在の建築行政を正すためのアクションを起こすべきだったが、大切な機会を逸してしまった。経済界や全国知事会と同様に建築界もまた、各政党のマニフェストを精査し、建築文化やまちづくり、日本の美しい景観に貢献できるマニフェストを提示している政党はどこかを評価すべきであった。たとえ一般市民に関心を持たれないとしても、建築界が将来に対する展望を常に抱いていることを社会的に表明し続けることは必要である。

日本建築学会も人事が一新したこともあり、これからは一般社会に向けての建築界の意思表示を是非行ってほしい。そのために一般市民向けのホームページの開設や広報誌の発行など、市民との情報交換を積極的に行うべきである。

邑楽町の庁舎建設の設計コンペにおいて、実施設計に採用されなかった町の行為に対して異を唱える裁判で、妥協と思われるかたち

政党はマニフェストを実現せよ



江原幸志

の和解で決着したことは建築界のメッセージとしてはマイナスであるに違いない。建築設計者が起こした裁判であるが建築界として事実を検証して、社会に対して確固として意思表示をしておかないと日本において設計競技の扱いがないがしろにされる前例となってしまう。

姉齒事件をきっかけとして、建築行政の矛盾、建築基準法の誤解、消費者保護の欠陥に一般消費者が気づくことになった。行政・官僚に任せるのではなく、これらの問題を建築界の自浄作用として解決策を検討していることを大いに広報すべきである。

その中で、改正建築基準法・改正建築士法の失策を検証し、建築界が自ら建築基本法制定に取り組んでいる姿勢を表明することが必要である。

改正建築基準法が施行されて2年が経過し、人事も一新され、日本経済を失速させた原因をつくった当事者は何の責任を取らないまま建築行政から去ってしまった(当時の担当大臣はまだ政界に残っているであろうか)。建築界もまた社会の一員として、衆議院選挙において各政党が提示したマニフェストが実現されるかどうかを見極める必要がある。そして、1年後、2年後に達成度を検証し、もし実現していなければ、その都度改善を求めて意思表示すべきである。

以下に各政党のマニフェストの建築関連部分を抄出したので、選挙後の各政党の政策に反映されているか判断していただきたい。そして建築界もまたマニフェストを提示してほしい。



えはら・こういち | 木の建築設計
1962年東京都生まれ。1987年東京理科大学建築学科卒業。
1996年季の建築設計設立

【民主党】

- 建築基準法などの関係法令の抜本的見直し、住宅建設に係る資格・許認可の整理・簡素化等、必要な予算を地方自治体に一括交付する。
- 正しく鑑定できる人(ホームインスペクター)の育成、施工現場記録の取引時の添付を推進する。
- 木材住宅産業を「地域資源活用型産業」の柱とし、推進する。伝統工法を継承する技術、健全な地場の建設・建築産業を育成する。

【公明党】

- 中古住宅の価値を目利きする「ホームドクター(ホームインスペクター)制度」の創設
- 中古住宅市場の流通促進と長期優良住宅(200年住宅)の普及などを促進するため、住宅の設計図や修繕記録などを記した「家の履歴書」の整備を図ります。
- 新築はもとより、リフォームやバリアフリーなどの改修工事において、安心安全な住宅の供給と住宅建築市場の活力を両立すべく建築基準法の一層の整備や機動的な運用を行います。特に、耐震偽装などを未然に防ぐ厳格な建築制度の確保と建設業の生産性向上の両立を目指し、構造計算適合性判定の円滑化を図るなど、建築確認手続きのスピードアップを図ります。また、住宅建築にかかる速やかな紛争処理を行う機関の設置と、詐欺対策、悪徳業者対策に取り組めます。
- 建築関係者をはじめ広く国民が共有できる質の高い建築物の整備に向け、目標や基本理念、関係者の責務を定める「建築基本法」(仮称)を制定します。

【共産党】

- 中小建設業者への著しい負担となっている「住宅瑕疵担保保証制度」の改善をはかります。

【社民党】

- 改正建築基準法施行の結果、建築確認の審査が厳格化され、住宅着工戸数をはじめ産業界や公共の建設投資も急減し、「官製不況」ともいべき社会的な大混乱を招いています。これは、実務を知らない官僚・学者や巨大な外郭団体、天下り団体によって、現実離れの弥縫策で粉塗してきた国交省の施策の失敗といわざるをえません。安全性よりも安さや効率性を追求する異常なまでのコスト削減競争、手抜き工事等を生み出す元請—下請—孫請という重層的な多重下請・ピンハネ構造、「設計」、「施工」、「監理」の「三権分立」の崩壊、建築士の施工業者への従属による不適正な業務や「名義貸し」の横行、ずさんな建築確認・検査の実態、規制緩和・民間開放の流れといった構造的な問題に踏み込んだ抜本的な対策が必要です。改正建築基準法について、徹底的に検証し、建築確認申請のあり方を実務にあわせて見直します。適正マンパワーの確保、一級建築士の専門化(意匠、構造、設備)及び地位向上と責任の明確化をはかるようにします。また、伝統構法や大工技術の継承、木の文化の発展に配慮するものとなるようにします。
- 建築の質を高め、社会を豊かにするため、建築物を社会資産とみなし、建築主・所有者の財産権と周辺の環境権との調整の原則を示すような「建築基本法」の制定をめざします。

【自民党】 【国民新党】 【新党日本】 【幸福実現党】 【みんなの党】
建築基準法などの建築関連に関する記述なし